

「企業責任」を果たそうと努力されている企業さんや、「危機管理」に努めておられる企業さんの、担当責任者の方々へ

皆さん既に、ご承知おきの事ですが、

社員の皆さんが、通勤途中で事故に遭って怪我すれば、労働災害となります。

社員の皆さんが、通勤途中で事故を起こし加害者となったら、事故を起こした本人は勿論、企業側までも使用者責任が問われる事があります。

今や、社員さんへの通勤途中や業務中の交通安全教育の実施度合いが、社会的にも問われる時代です。

自動車の場合、社有車管理規定やマイカー業務使用規定、マイカー通勤規定があり、運転者には道路交通法の厳守や安全運転の実施を厳しく規定しています。

御社の、社員の皆さんの自転車利用に関しては、如何ですか？

昨今の環境問題や健康管理等で、社員のみなさんの自転車の利用が増えているのではないのでしょうか？

御社は、自転車通勤を認めておられますか？

おおかたの企業さんは、通勤に際しては公共の交通機関を利用して・・・と規定されていると思いますが、実態はどうでしょうか？

我々特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT は、自転車の正しい利用の仕方を提案し、自転車の社会的地位向上を目指し、安全に安心して快適に自転車が利用出来る社会造りを活動の目的としています。

自転車通勤を認めておられる企業さん、認めてないけど黙認している企業さん、業務で自転車を社員の皆さんに利用させている企業さん、自転車の利用に関する正しい認識をお持ちでしょうか？

自転車は道路交通法上「軽車両」です。

飲酒して自転車に乗ると、道路交通法違反となります。

罰則は、「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」(酒に酔った状態で運転した場合)です。道路交通法第65条第1項「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と規定されています。

これ以外にも、数々の規定罰則があります。

当NPO法人が作成した案内パンフレットをご一読下さい。

自転車は手頃な乗り物ですが、ルール・マナーを守らないと事故に遭う危険性が倍加されます。

ルール・マナーを守らず事故を起こせば運転していた本人だけでなく、企業側の管理監督責任も問われます。

今や、自転車絡む事故が急増し、ルールを守らないで事故を起こした自転車利用者には、高額な賠償命令が下されています。

(付随資料：1 自転車側の責任による事故と判例にみる賠償額及び過失割合)

(付随資料：2 自転車事故ニュース)

これが、業務上又は通勤途中の事故であれば、使用者責任も追求されるケースも今後発生する可能性があります。

自転車利用者だけの責任ではなく、企業の交通安全に対する取り組みや社員教育も問われる時代です。

企業責任！ 危機管理！

社員の方が、事故に遭ったり、事故を起こしたりし、怪我をすれば、入院、治療、その他で欠勤しなければならなくなります。これは、企業にとっても大変な損失です。

企業として、自転車を利用する社員のみなさんへ「交通安全教育」を積極的に行なうべきではないでしょうか。

**我々NPO法人は、交通安全や環境問題に積極的に取り組み、企業責任を果たそうと努力されている企業さんを支援致します。**

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT が会員の皆様へ、提供する自転車安全講習活動の内容です。

『企業向け自転車安全講習 及び 自転車利用管理体制の整備』

#### A. 「社員さんへの自転車安全運転教育プログラム」

自転車を利用する社員の皆様を対象に以下の事柄を説明します

1. 自転車利用のルール・マナー
2. 自転車が絡んで発生した事故例、事故に関わる賠償その他判例の紹介
3. 自転車の事故を防ぐ為には？
4. 万が一、事故に遭ったり、事故を起こした時には？！
5. 自転車の保険制度
6. 点検、車検？
7. 自転車の正しい乗り方

上記の「社員さんへの自転車安全運転教育プログラム」は、最低で1時間半、詳しく説明すれば、約2時間以上の講習となり、就業時間内で実施する事は、企業さんにとっても大変な負担となりますし、費用も別途掛かってきます。当 NPO 法人が作成した安全、安心、快適な自転車利用に関するパンフレット及び資料の配布を行なう事で、講習会に変える事も可能です。

#### B. 「自転車利用管理体制の整備」

企業側へは、日常の自転車運転安全教育制度の確立のお手伝い、及び、社員と取り交わす自転車通勤規定、自転車安全運転同意書の提供等、企業さんの自転車利用管理体制の整備のお手伝いを行ないます。

#### C. 「自転車安全運転指導員育成プログラム」

当法人の正会員になって頂いた方を対象に「自転車安全運転指導員育成プログラム」を受講して頂き、自転車安全運転指導員の資格を取得して頂きます。有資格者の立場にて、社内で自転車の安全運転指導に従事して頂きます。(2時間講習×2回)

#### 実施までの流れ

1. 担当責任者の方を決定して頂きます(出来れば、自転車を利用し、自転車に興味のある方が適任かと考えます)
  2. 担当責任者の方と、現状の、社員の皆さんの自転車利用の実態、企業としての管理体制等を聞き取りさせて頂きます
  3. 当 NPO 法人から御社の現状に則した「企業向け自転車安全講習 及び 自転車利用管理体制の整備」に関する提案書を提出させていただきます
  4. 提案書にご同意を頂けましたら、担当責任者の方には、特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT の正会員に、御社は賛助会員となって頂きます(当 NPO 法人のホームページから申込 正会員:入会金1万円・年会費1万円 賛助会員:入会金1万円・年会費2万円)
  5. 入会手続き完了後、直ちに提案書等にて取り決めさせて頂きました「企業向け自転車安全講習 及び 自転車利用管理体制の整備」を実施させて頂きます
- \* 企業さんにとっても、出来る事、出来ない事、色々あると思います。

出来る限り費用をかけずに、効率よく実施可能な提案をさせていただきます。

#### 例：(実施例 1 F 社さんの場合)

入会企業さんへ、NPO 法人の事業として

- イ. 自転車運転安全宣言及び標語 (A3 サイズ) を必要枚数 NPO より提供
  - ロ. パンフレット「知らなかったでは、済まされない自転車のルール & 当然、守らなければならない自転車のマナー」を必要枚数 NPO より提供  
\*当 NPO 法人が、今後作成するパンフレットを随時提供
  - ハ. 「自転車通勤規定、自転車利用規定」を必要枚数 NPO より提供
  - ニ. 「自転車安全運転同意書」を必要枚数 NPO より提供
  - ホ. 自転車に関わる情報 (法律及び条例、自転車事故の実例、判例、自転車運転安全グッズの紹介等、自転車の安全運転に関する情報及び自転車利用者の安全運転喚起情報) の提供 (随時メール配信もしくは、資料送付)
  - ヘ. 担当責任者の方への、自転車安全運転指導員資格取得の為の、自転車安全運転指導者講習の実施 (2 時間講習×2 回) \*社内での自転車安全運転指導に従事して頂きます
- イーへは、すべて無料 (会員個人、企業に対する NPO 法人の事業) です
- ト. NPO 法人が加入する団体自転車総合保険の説明を行いません。  
\*当法人が加入する団体自転車総合保険に関しては、別紙案内を参照下さい

入会企業さんは

- イ. 自転車運転安全宣言及び標語 (A3 サイズ) を社内の適切な場所に掲示して頂きます
- ロ. パンフレット「知らなかったでは、済まされない自転車のルール & 当然、守らなければならない自転車のマナー」を社員の皆さんへ配布して頂きます  
\*当 NPO 法人が今後作成するパンフレットを随時社員の皆さんへ配布
- ハ. 「自転車通勤規定、自転車利用規定」を社員の皆さんへ提示、保管して頂きます
- ニ. 「自転車安全運転同意書」を社員の皆さんへ提示、署名捺印、保管して頂きます
- ホ. メールで送られてきた自転車に関わる情報で必要と判断されるものを社内に掲示もしくは回覧して頂きます

- へ. 自転車安全運転指導員資格取得した担当責任者が、月に1回朝礼時に  
自転車安全運転に関し社員の皆さんへお話する（所要時間約3分）
- ト. 検討して頂いた結果、数名が個人の自費でボランティア会員として入会決定

上記は、実施の一例です。

費用が最も少ない例ですが、最低限の「交通安全教育制度の確立」と、企業さんの企業責任を果たす継続的手段と考えております。

この場合でも初年度5万円、次年度以降年間3万円の経費が掛かりますが、リスクマネジメントの観点にて費用対効果を十分考慮して頂きます様、お願い申し上げます。

尚、NPO法人にお支払頂く、入会金・年会費・寄付金に関する会計、税務の取扱いに関しては、御社の顧問税理士さんもしくは公認会計士さんにお聞き下さい。

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT

設立代表者・理事長 佐原 純一郎

<http://www.npokepleft.com>

[jimukyoku@npokepleft.com](mailto:jimukyoku@npokepleft.com)